

第6章 計画の推進

1 推進方法

本計画を具体的・総合的に展開するためには、市民全体の理解と協力のもと推進していく必要があります。そのため、宇都宮市青少年問題協議会や宇都宮市青少年育成市民会議をはじめ、家庭・学校・地域・企業・各種団体等との連携を図り、計画を推進します。

2 推進体制

庁内に本計画における推進施策の関係課で構成する（仮称）青少年健全育成計画推進会議を設置し、進捗状況等について、庁外組織である青少年問題協議会に報告します。

3 進行管理

計画に基づく推進施策を総合的に展開するため、年1回実施状況の把握や評価を行います。

4 計画の見直し

本計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を目標年度としますが、計画の進捗状況や、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しをするものとします。